

学校法人羽衣学園 役員報酬等に関する規程

昭和58年12月10日 制定・施行

平成29年 3月24日 一部改正

平成29年 4月 1日 施行

(目的)

第1条 この規程は学校法人羽衣学園の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬、手当、退任慰労金及び旅費について必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給の原則)

第2条 学校法人羽衣学園（以下「本法人」という。）に所属している役員を除く常勤の役員（以下「常勤役員」という。）には報酬等を支給する。

2 常勤役員は年令満75才（年度末）を超えたときは非常勤役員となる。

3 非常勤役員は原則として無報酬とする。ただし、理事会で特定して予算承認を得た場合は、その範囲内で報酬を支払うことができる。

(報酬)

第3条 常勤役員の報酬は経験、年令、職責及び本法人教職員の給与等を勘案して理事長がこれを決定する。

(手当)

第4条 常勤役員に対し、必要に応じ手当を支給する。手当の名称、支給額、支給の時期等については理事長がその都度これを決定する。

(支給方法)

第5条 常勤役員の報酬等の支給方法は本法人教職員の例による。

(報酬等の改定)

第6条 常勤役員の報酬等については理事長が必要と認めた場合これを改定する。

(報酬の減額等)

第7条 常勤役員が傷病等により相当期間勤務しなかったときは、報酬等を減額又は支給停止することができる。

(退任慰労金等)

第8条 常勤役員の退任慰労金については、羽衣国際大学退職金支給規程を準用し、本給を報酬に読み替える。

2 非常勤役員が退任したときは、退任記念品を贈呈するものとする。

(旅費)

第9条 役員が理事長の承認を得て出張したときは、出張旅費を支給する。

2 出張旅費の計算については、羽衣国際大学旅費規程を適用する。ただし片道百キロメートル以上の旅費の場合に限り鉄道運賃及び船賃については、グリーン料金又は特別料金とすることができる。

3 非常勤役員が役員会等に出席した場合は費用弁償を行うことができる。

(実施細目)

第10条 この規程実施について必要な事項は理事長がこれを定める。

附 則

1. この規程は昭和58年12月10日から施行する。

2. この規程施行の際、現に就職している役員の報酬については、この規程により支給されたものとみなす。

附 則

平成4年3月12日理事会承認 常勤役員の年齢制限 第2条第3項

附 則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月3日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月24日改正し、平成29年4月1日から施行する。